

日程第10 議員提出議案第1号 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書について

○議長（中上良隆君）日程第10 議員提出議案第1号 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書について を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

13番 瀧君。

〔13番（瀧 洋一君）登壇〕

○13番（瀧 洋一君）ただ今議題となりました議員提出議案第1号 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書について の提案理由をご説明させていただきます。

今議会の一般質問で、私含め3名の同僚議員からの質問もあり、本制度がいかにかに市民生活に大きな影響をもたらしているのか、また市にとっての負担が大きいか明らかになりました。このことは皆さんご承知のとおりであります。

改めて、問題点を簡単に挙げさせていただきますと、まず1点目は、75歳で線引きをして、75歳以上の高齢者を74歳以下の国民とは異なる保険制度に強制加入させるものであります。年齢で区切ることの合理的な理由がなく、また、低所得者層においても従来よりも保険料負担が高くなった例もあり、後期高齢者医療制度加入者の保険料の伸び率が、現役世代の2倍のスピードで高くなる可能性がある仕組みとなっております。さまざまな問題点があり、市民の高齢期における適切な医療を確保するものとはなっておりません。

次いで2点目といたしまして、10月からは全国で200万人の扶養家族の高齢者。なぜ74歳までゼロなのに75歳以上で保険料が取られ

るのか。そして保険料が天引きされること。

3点目として、さきの保険料の天引きは増税であるということも、見逃すわけにはまいりません。

4点目は、65歳以上の障害者もこの制度に加入をさせるという点です。どうして障害者は75歳以上ではなく、65歳以上なのでしょう。この制度はうば捨て山制度と言われております。65歳以上の障害者、75歳以上の高齢者は、この日本に必要ないというのでしょうか。ほかにも、終末期相談支援料、包括医療制度など、数え上げれば切りがないほどの悪法であります。

そして、資格者証の問題です。本当は、国が認めている最低の生活というのは生活保護世帯であるわけですが、生活保護世帯には7万円から8万円が支給されているわけですが、今回のこの制度によりますと、それ以下の人であっても介護保険と同じように、すべての高齢者が負担をする。しかも、1万5,000円以下の方は直接市役所に保険料を持っていかなければ保険証は与えない。こういう全く国民、現実を無視した制度であるということです。

この後期高齢者医療制度は一言で言うと、キーワードは悪魔の選択ということです。つまり、この後期高齢者医療制度では、高齢者や広域連合に選択させるのであります。お年寄りいじめに厚生労働省は手を汚さないのです。要は、今までの医療を受けたいのですか、どうぞ受けてください。そのかわり10年後には保険料は2倍ぐらいに上がります。年金はどんと減りますよ。今までの医療を受けて年金がどんと下がるのを我慢するんですか。年

金が減るのが嫌だったら、今までの医療を抑制してください。どっちでもいいんですよ。広域連合さん、選んでくださいよ。広域連合は国でも市でも県でもなく、議員が国民の選挙で選ばれることもない、全く責任の所在があいまいな組織に悪魔の選択を決定させる、一言で言うところの制度なのであります。

ですから、現在与党で協議されておる見直しでは、解決することは何もできないのであります。制度の根幹部分を正していかななくてはなりません。甘い見直し案も、さきの消えた年金問題と同様に、選挙向けのスローガンにしか過ぎないのです。

介護保険は3年ごとに保険料は見直しですが、後期高齢者医療制度は2年で見直しです。今の見直し案が仮に成案となったとしても、2年後には白紙状態になります。だから、廃止をしなければならぬのです。良識の府と言われる参議院では、先日、この後期高齢者医療制度の廃止法案が可決されたところがあります。

さて、本市におきましても厳しい財政状況の中、約6億円近い貴重な一般財源が、この後期高齢者医療制度に使われていることが明らかになりました。市議会として、市民の7割以上が廃止を求めていること、市の財政を非常に圧迫するこの悪法の廃止を、声を大にして訴えていかなくてはなりません。

そこで、本意見書を提案するものであります。以下、意見書を朗読させていただきます。

後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書。

4月1日から75歳以上の高齢者を「後期高齢者」と名付ける「後期高齢者医療制度」が始まった。この制度は、財政的観点から医療費を削ることに重点を置き、保険料を年金から天引きする一方、終末期医療や包括払いの導入など、高齢者が十分な医療を受けにくくなるという懸念が強く出されている。

健康弱者でもある75歳以上の高齢者を年齢で区切り、74歳以下の国民と異なった制度の対象とする合理的理由はない。また、低所得層において、従来よりも保険料負担が高くなった例もあり、後期高齢者医療制度加入者の保険料の伸び率が、現役世代よりも高くなる可能性がある仕組みとなっている等、さまざまな問題点が少なくなく、国民の高齢期における適切な医療を確保するものとなっていない。すべての国民が互いに尊厳を尊重し、長寿を祝う医療制度でなければ、国民が安心して暮らしを営むことはできない。

よって、本議会は、後期高齢者医療制度を廃止し、喫緊の措置として従来の老人医療制度に戻すとともに、最終的に年齢や雇用形態での差異をなくし、医療保険を国民が公平に負担し、平等に医療サービスを受けることのできる新たな制度設計を行い、国民負担が増大することにならないよう、次の事項を含む施策の早急な実施を行うよう強く要求する。

1. 2009年4月1日に後期高齢者医療制度（高齢者の医療の確保に関する法律）を廃止し、喫緊の措置として、従来の老人医療制度（老人保健法）に戻すこと。

2. 2008年10月1日に保険料の年金からの天引き（特別徴収）を廃止すること。65歳以上の国民健康保険料の年金からの天引きも廃止すること。

3. 被扶養者からの保険料徴収は廃止までの間、凍結（現行6カ月間凍結）すること。被扶養者以外の保険料についても、2008年10月1日から軽減を図ること。

4. 医療保険各法に規定する入院時生活療養費を支給する特定長期入院被保険者について、遅くとも2008年10月1日からは、70歳以上の被保険者とする事。

5. 70歳から74歳までの窓口負担を2009年4月1日からも引き続き1割とすること。

6. 上記の措置を講ずるにあたっては、地方公共団体及び保険者の負担をできる限り軽減するよう配慮すること。また、国民の間に混乱を生じることのないよう、内容の周知徹底等、万全の措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年6月、橋本市議会。

提出先、衆議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。議員各位におかれましては、市民の立場に立ってご理解ご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（中上良隆君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）一点お伺いしたいんですが、意見書によりますと、75歳以上の高齢者を年齢で区切り、その合理的理由はないということなんですが、その下の1番を見ますと、従来の老人医療制度に戻すこととなっていますが、今現状、その老人保健制度においても、75歳以上でその老人保健制度に移行するという形で、一応75歳という一つの区切りがあることはありますので、戻したところで75歳で、制度的な内容は全然違うかわかりませんが、線引きをしているということには変わらないと思うんですが、その点についてはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）ご質問ありがとうございます。

この制度自体が、保険料に関しまして、この75歳とそれと区分しまして、保険料がどんどん変わっていく新たな線引きであるというふうに考えております。従来ですと、この老人保健法ですと扶養家族の扱いになっておりますが、今回の医療制度はそこから引き離し

た別枠の制度である。保険料の算定にいたしましても2年ごとに改定を行っていく。そしてまた、5対4対1というような世代間の区別ですが、これは、現在は5対4対1ですが、なぜ1なのか。全体の人口に占める高齢者の割合で算出をしております。ですから、この5対4対1も、今後10年間の間に34%の高齢者の負担になるというのが厚生労働省の試算であります。明らかにこの75歳から線引きをしておくと、こういった意味で意見書に述べさせていただいております。

以上です。

○議長（中上良隆君）11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）75歳の線引きの合理的理由がないという観点から言うと、戻したところで75歳に線が入っているのは事実やと思うんですよ。

それともう一点、いろんな、今現状としたら、職域保険だったり地域保険だったり、いろんな制度の中で、その中に高齢者の方が入っている前提のもとに行われてきましたので、一番問題になっていたのは現役世代と高齢者世代の負担関係がどえらいわかりにくいと。今の健康保険や国保など、それぞれの保険制度の中にそれが含まれている前提のもとでいくと、非常にわかりにくいので、一応75歳からいくと75歳からは一元化されていると。で、一元化されている中で、私といたしましては5対4対1という比率を、私は公費を80%にして、残りの20%を4対1という考え方に変更することも可能やと思うんですよ。

そしたら、その75歳以上のご高齢の皆さんのために、公費を思い切って負担していくことによって、そこの、これは、まあ言うたら負担の面だけでお話しさせてもらってますが、そういう方法もしていくと、明確に75歳以上の高齢者の皆さんには公費としてきちんとして5割、50%と言わず、私はもう80%ぐらい

負担してもうても結構です。75歳未満の皆さんにはその負担率変わっても構へんと思うので、そういう方法を駆使していくと、かえってご高齢者に対する、何ていうか、負担の部分を公費として持っていくので、高齢者の方を尊重させていただいて、軽減させていく制度にするということも可能やと思うんですけども、今のお話でしたら、確実に10年後はこのまいくとなる。このままの中で改善の見込みは全然ないので、この制度は廃止せんなんというように聞こえるんですけども、改善する方法もあることはあると思うんです。

そんないろんな話もされてるので、その辺についてまず一点、明確に現役世代と、まあ言えば、今までは8人が1人を支えていったのが、現在4人で1人を支える、将来は2人で1人を支えていく中で、制度設計をしていくときに、そういう公費負担のあり方を明確にしていくということも必要や、という議論を今までされていたと思うんですけども、その辺についてはどのようにお考えなのでしょう。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）ありがとうございます。もちろん、従来の老人保健法がベストというような議論ではありません。当然、今、国民に対して、特に高齢者に対して非常に大きな負担がかかっておる。ですから、この意見書の後段で、最終的に年齢や雇用形態での差異をなくし、医療保険を国民が公平に負担し、平等に医療サービスを受けることのできる新たな制度設計を行うところをうたっているところでもあります。

もちろん公費負担が5対4対1が、これ8割負担しろと。非常にいいことだと思います。今、これが厚生労働省は逆の方向に向いておるんです。これはキャップ制、キャップをはめていく。これがちょうど2年前の、この制

度の議論になった点であります。医療費を抑制していく、これがまず最初に、第一にありきからスタートしました。公費を8割持っていくんだ、増やしていくんだというような点についての議論ではなく、まず抑制ありきからスタートした制度であります。そういった点でこの制度の廃止を訴えております。

それから、その前段のご質問で、やはり線引きがあるんじゃないかと。これ、保険料の負担だけではなく、受けられる医療、ここで確実な線引きをしておる。そしてまたここに、障害者は65歳以上というところを含んでいる。この点もあわせて、この法律に対して廃止を求めるものであります。

そしてまた、私たちは市議会議員でありまして、私たち市民の声をまちへ行って聞いてください。その声を国へ伝えていくために、この意見書の提案に至ったところでございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）この意見書の提案者に質問をさせていただきます。

先ほど、ずっといろいろ言われてますけども、この制度、2年前に成立しまして、この2年間でいろいろと説明責任というか、説明不足やったという、そういうご指摘もあるんですけど、将来の負担を考えますと、どうしても75歳以上の方を一つのこと、後期高齢者医療制度に至ったんですけども、先ほどの説明の中でも、高齢者が十分な医療を受けにくくなるというご指摘があるみたいですけども、逆に、この制度によって、今まで何回か高齢者の方が医療機関にいろいろと行かれたときに、医療機関が変わるとその都度新たな診察というか、それが負担になってきて、要するに高齢者の方が不安がってるんですよ。だから、指定されたかかりつけ医ということ

の部分についても、国はそういうふうに言われてますしね。

高齢者の十分な医療を受けにくくなるということに対して、もう少し提案者の方に質問したいのと、特に低所得者に対しては、今、国では制度の、皆さんのご意見も踏まえて検討していただいています。低所得者に対しても軽減措置というか、いろいろと制度の見直しもやっていますし、廃止そのものを言うということは、将来の負担にどれだけ責任持てるのかなど。今現役世代の人で、ほんまに先ほど岩田議員が言われたように4人が1人を支えているわけです。ここ、今、医療費そのものが30兆円まで上がってきておるんですよ。そのうちの高齢者の医療費が10兆円。確かに区切るということはあれかもしれませんが、やっぱり、よりきめ細やかな医療に携わっていただくために、高齢者の人の体の状態をきっちり見れるように。

この後期医療制度の保険証そのものも、今まででしたら、確かに証明書なり二つの物を持って行かないとだめやったんですけども、今ではこの後期高齢者の、要するに長寿医療制度の保険証一つで、わかりやすくなってるわけです。

いろんな天引きの話もありましたけども、この天引きなんかでも、今まで現役世代の方が、要するに世帯主の人が、扶養家族として扶養して、同じように保険を払ってるんです。それがこの75歳で区切ったことによって、個人個人にその保険料がかかってきたということで、ものすごい新たに年金で生活できないのに天引きまでするというような、そういう指摘もあるんですけどね。

今、総所得とかいろいろと和歌山でも、全国的に見ましても均等割とかそういうような面を見ても、やっぱり全国で、47都道府県でも要するにばらつきがあるんですよ。今、市

町村で抱えている医療負担にしても、ものすごいばらつきがあって、本当に財政難で、今まさに崩壊しようとしているようなところがたくさん全国に出てくるということで、この47都道府県で一部事務組合としてしたというのが、そこら辺のところの意図もあるみたいに思いますので、一応医療の、さきに言った、十分な医療を受けにくいというのは、いっぺんちょっと説明してくださいよ。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）ご質問ありがとうございます。

十分な医療を受けにくい、これ、一つは包括医療制度にあります。今、かかりつけ医が一つと決めるので便利やという、大変違った視点からのご意見いただきましたけども、どうですか。若い人たちならともかく、お年寄りの病気、一つですか。お年寄りになったら、あそこも足も痛い、腰も痛い、心臓もちょっと悪い、さまざまな疾病を持っているのが高齢者じゃないですか。若いときは大きな一つの病気だけであっても、年を重ねるごとに、さまざまな疾病を持ってくるはずなんです。これを一人のお医者さんですべて見てくださいというのが、果たして合理的なんでしょうか。

そしてまた、上限を6,000円と定められることにより、十分な医療が受けれると言われるのでしょうか。これから高齢になるにつれ、ますます必要な医療を十分ケアするために、この制度ではやっていけないと、そういった意味で申し上げております。

それから、低所得者についてのご質問がございました。低所得者に対してケアをしていく。今、この見直しがされておるといふふうに聞いております。さきの一般質問でも明らかになりましたけども、橋本市においても厚生労働省に提出した数値は、単にモデルケー

スに当てはめただけであります。それで約7割から8割の人の保険料が下がったというような厚生労働省の発表をしております。

しかし、実際にこれを当てはめていくと、かなり多くの人の保険料の負担が増えている。そしてまた、橋本市において明らかになったことは、固定資産を持っている、持っていない、すなわち国保では、橋本市は4方式、資産割を含めた形での保険料を算出しております。特にこの資産割の部分があることにより、資産を持っている人は保険料の負担が軽くなり、資産を持っていない低所得者に非常に重くなっているという制度。そしてまた、これをどのように見直されるのか、現在、報道ではお聞きしておりますが、何ら動きはありません。仮になったとしても、2年後には保険料を、財政を見ながら見直していくとの制度設計でございます。

ただ単にこの2年間、甘い言葉で総選挙まで何とか押し通そうとしているのではないかと、さきの年金問題、お一人まで、お一人最後の1円までと言ったあの安倍総理の公約は、選挙向けのスローガンであったということが明らかになりました。これと同じようなことになるのではないかと危惧をしておる次第であります。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）今、説明いただいて、高齢者の十分な医療を受けられないということで、かかりつけ医の部分についてお尋ねしたんですけども、確かに高齢者の人は年齢を重ねるによって、いろんな疾病が確かにあるかもわかりません。ですから、その中心的なお医者さんに、その人の体の状態を見てもらえるようにと。今までですと高齢者の人は個々に、確かにいろんな医療の施設に行かれておるんです。新たにやっぱり検査をして、

同じようなことをやって高齢者に負担というか、気持ちの負担も僕はかけているん違うかなと思います。

で、提案者が説明されましたけども、そういう、何ていうか、いろんな医療を受けられないかんというお話やったけども、それを中心にその体を、変調とかいろんなところで見ていただけるのが今回の制度で、やっぱり将来の一番大きいのは、現役世代がもうここまで来ると、やっぱり負担ができないと。将来にわたって崩壊するん違うかと。崩壊してしまったら国民皆保険も何もあったもんじゃないし。世界に有する日本のこの保険制度というのは、いろんな意味で今まで検討されてきた中で、試算されてこの2年前にやられたわけで、今になって廃止ということに関しても、僕はちょっと不思議でならないと思いますので、先ほどのちょっと言われとった、医療機関に受けられないというふうに、僕はちょっと受けとめたんやけども、そういうふうな答弁じゃなかったですね。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）医療機関に受けられないというか、受けにくくということですよ。他の、もちろん受けることは可能なんです。ところが、そこからの紹介状が必要であり、非常に受けにくくなっておる。また、限度額を定めており、これを超える医療に関しては、自費負担というような形を取っており、もう病院にはかかってくれるな、医療費抑制ありきの制度であるという点で、ご説明をさせていただきました。

そしてまた、今、財政のお話もありましたけれども、今ここで、毎年2,200億円の社会保障費の削減というのが今回の中に含まれております。しかしながら、国の特別会計には一体どれだけのお金が眠っているんでしょうか。年間48兆円の不用金を出し、毎年8兆円を積

み立てておるのが現実であります。そして、次々と明らかになる税の無駄遣い。毎週のように出てまいります。そんなことなどもあわせて考えていかなければならないと考えておる次第であります。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

（「議長、議事進行。質疑質問は簡潔に願います」と呼ぶ者あり）

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

10番 平林君。

○10番（平林崇行君）この意見書に関しまして、私も広域のほうに行ってますので、いろんな議論がなされると。内容にも確かに納得できない部分もありますけども、今回出てきた意見書について、ちょっと確認したいのは、1番のまず喫緊の措置としてと。従来の老人医療制度、これ喫緊って、いつまでなんですか。いつ頃までなんですかね。

2番、65歳以上の国民健康保険の年金からの天引きも廃止すると。やはり医療費を確保するためにも、私はこういうものは、福祉、医療というのは弱い者の立場から考えるということであって、やはりお金のある人、財産のある人、そういう方にとっては、やはり私はいくら75歳以上の後期高齢者でも、払っていただきたいという希望がありますので、これは一括してそうするんですか。

それと3番目の、10月1日からの軽減を図ること。なぜ10月1日なのか。

それと5番、窓口負担を1割、これ1割でいいんですか。私はもっと、ゼロであってもいいやろうし、それこそもっと3割、4割でもあっていいやろうしね。こういうふうに割数を決められて、本当に弱い人の立場に立って、払える人はどんと払っていただく、弱い人にとってはもういいですよというふうなことをやっていくのが、私、市民の人が望んでいることやと思っています。皆さん言いま

すよ。払えるときは払いますと。しかし、もし自分たちが払えない大変な立場になったら守ってくれるのか。こういう制度がないから、僕は広域でも、いろいろもの言わしてもうてます。この中に文書が載ってませんのでね。

その、今質問させていただいた点、ちょっとご説明願えますか。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）まず1点目の、喫緊の措置としていつまでかということなんですけれども、これはいつまでにどうこうするというのではなく、今まず、この後期高齢者医療制度がスタートしております。これを新たな制度設計、前文に書かせていただいております、これを国に対して求めていくということで、まずは従来のやつに一旦戻しましょうと。この新たな制度設計にどれぐらいの期間がかかるのか、これは国会のほうでやっていただかないといけません、市議会として市民の立場に立って求めていこうということであり

ます。それから、3番目のなぜ10月1日からののか。この10月1日からは、社会保険の扶養者からの年金の天引きが始まる日であるからであります。

それから次が5番ですね。なぜ引き続き1割なのか。これは本議会に、3月議会でしたでしょうか、でも上程されておりましたけれども、いわゆる前期高齢者、来年度から2割負担になるということが、条例でも、本議会でも通っております。それを引き続き1割、この1年間は医療機関の窓口でということと議論があったかと思えます。引き続き1割ということで、もちろんこれがゼロであったり、そういったことは新たな制度設計の中で考えていっていただくよう求めるものであります。以上です。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（中上良隆君）10番 平林君、指摘してください。

○10番（平林崇行君）2番目の65歳以上の、というところで、資産のある方とか収入のある方というか、そういう方にきっちりとしたかなあかんの違うかと、そしてほんまに苦しい年金暮らしの方に対しては、もっと緩和措置があってもいいんじゃないかという部分は、いかが考えてますか。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）大変失礼いたしました。答弁もれ、おわびいたします。

65歳以上からの、この年金の天引きなんですけれども、これが高所得者に対しては限度額の都合上、高所得者は減税、保険料が安くなっております。そこで、10番議員おっしゃってる、取れるところから、お金持ちの人からは取ったらどうやというような趣旨だったかと思うんですけれども、そこに対しては逆に低くなっている。そして、この月額1万5,000円という低所得者に対してこれを天引きしていくと。ですから、先ほどの提案理由説明の中でもございましたように、生活保護費より低い年金の受給者からも、さらに取り立てていく。そしてまたこれが増税につながって、イコール増税になっているという点について、この廃止を求めるものであります。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）それでは、今の説明聞かせていただきまして、1番の、まずは元に戻しましょうと。で、まあ喫緊にと。やっぱり何も策がないんだなと。とりあえず今はやりましょうと。それでしたら、先ほどからいろいろ与党の件を批判してはいますが、何も策はないんやなと。

だから、私から言うたらそう見えるんですよ。ですから、本当に喫緊にどういうふうな医療制度をとりあえず戻して、何年、年内

にはこういうふうな改革をしてくれとか、こういうふうにやってくれという、やっぱりお上に言うんですから、私はもっと具体的に示していただきたいなという部分が少し残念なということで、もし、もう一度喫緊に、いつまでにやって、いつまでにこれはやっていきたいという部分の日付の気持ちがありましたら、おっしゃっていただけたらと思います。

そして2番の、そういう部分で高所得者は安くなっていると。そういうことはわかるんですよ。それはいいんですけども、本当に苦しい年金の中から天引きされている。これ、天引きという字、これ、うまいことできてるな、天が引くお金ですわね。僕から言うたらこれ、年金の差し押さえなんですよ。国の年金の差し押さえかなと思ったりもするぐらい、厳しい案ですよ。生活困っている方にとっては。

ですから、その辺の部分もしっかりと明確にやっていってくれなかったら、この説明書の中では。ただの反対やったら皆さんに耳ざわりのええ、本当にお年寄り、一般に対して耳ざわりのええ話やなど。ですから、本当に何べんも言いますが、やっぱり払える、今頑張れる人は何とか頑張っていて、しっかりとやっていただく。しかし、自分たちもいずれ、ひよっとしたら病気をしたり、いろいろなことがなつたときに、それができないときに、しっかりとした保証を形付けるような要望であってくれたらうれしいんですけども、その辺は、再度お尋ねします。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君、簡潔にお願いします。

○13番（瀧 洋一君）ありがとうございます。

喫緊にと。私ども、あくまでもこの意見書の提出者は市議会でありまして、国に対して早急な制度設計を、新たな制度設計を行えと

ということで、前文に書かせていただいているとおりであります。ですから、その期限というのを、市議会として二千何年までにとというようなことを明記するのもいかがなものかと思ひまして、このような表現とさせていただきます。

それから、天引きに関しましてですが、やはり非常にこれ、市民生活にとって重大なことである。これは10番議員がおっしゃるとおりであると思ひます。ですからこそ、廃止をしていくんだということを求めての意見書ということであります。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）後期高齢者医療制度に関してはさまざまな問題があることも、私も認識しておりますし、現状のままではいけないというのは、いろんな方の意見等を踏まえて十分理解しておるのですが、この意見書に関して、少しちょっとわからないというか、国民負担が増大することにならないように、この1番から6番を求めるとなっているんですけども、これをすることによって、結局はこの年代の方たちではなくて、ほかの年代の方たちに負担が増大してしまうのではないかなと思ふんですけども。

結局、今の医療制度では国自体やっていけない。まあ言えば財源がないということで、こういった形で強行的な形ではありますけども、推し進めている部分はわかるんですけども、これをなくしてしまうと、現状足りない部分というか、そういった部分でどこから補填するかとかいうのは、結局別の世代になってしまうんじゃないかなという危惧はあるんですけども、そういったわけではないんですかね。

その辺、ちょっと一点お願いします。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）この制度で現役世代、これもかなりの負担をさせられておるわけがあります。そして、この国民負担が増大しないようにと、要するにこの医療費の削減、ここに焦点が当てられておひまして、それよりもまず先に、今の税の無駄遣いを一掃していく、そういったことから手を付けていかなければならないのではないかと、そのように考えておひます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）議論が長いので、簡潔に一点だけただしておきます。

演壇で、市の負担が約6億円あるという話ですけども、これは大変誤解を与える数字だと思います。なぜかと言ひますと、ご存じのように、後期高齢者医療保険制度に移行いたしますと、国民健康保険に入っておられる方の、75歳以上の方はそこから抜けます。その方の医療費の負担が市から控除されるわけですね。それに、老人保健、これのほうから抜かれる方も、これは老人保健のほうから抜けます。

ですので、この6億円という数字につきましては、何ら根拠はない。こういう根拠のない数字を挙げて、全くこの制度をすることによって、新たに市が6億円の負担増をしなければならないんだというふうな表現であったかと思ひますが、その点は間違っていると思ひますが、いかがですか。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）この点につきまして、さきの一般質問、私の一般質問の中で、財政課長より答弁をいただいた数字であります。

○議長（中上良隆君）5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）ですから、それはそれでよろしいんですけども、この意見書の提案者は、6億円の新たな負担が生じるというこ

とを演壇で言ってるわけですね。これは間違っているということで、私は指摘をさせていただいておりますので、間違いであるのかなのか、答弁願います。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）私としては間違いとは認識しておりません。さきの、もともと16億円ほどだったかと、ちょっと濟いませぬ、今細かな数字持ち合わせておりませぬが、の負担のうち、一般財源からの繰入分として、この6億円という数字と理解しております。

以上です。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議員提出議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

9番 上田君、賛成ですか、反対ですか。

○9番（上田良治君）反対です。

〔9番（上田良治君）登壇〕

○9番（上田良治君）後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書に、反対の立場で討論をいたします。

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）とは、医療制度改革の柱として、国が新たに定めた制度であり、その目的は高齢者の医療費を捻出するためです。現在、日本では65歳以上の人口に占める割合は20%を超えており、75歳

以上でも10%に達しており、10人に1人が75歳以上の高齢者となっております。

こういった状況を受け、若年層や中年層などの現役世代と、高年層の負担能力をある程度フラットにしなければ、将来的に高齢者の医療費が確保できないということで、これまで、国民健康保険の加入者が扶養していた75歳以上の高齢者は、保険料を免除していたところ、全員が支払うようにしたのが長寿医療制度であります。

従来制度では、高齢化社会の到来を受けて、先の見通しが立たないという点では合意していたということであり、廃止することはいささか無責任ではないですか。どこに問題があるのか、どの部分を修正することが必要なのか、それらをきっちりと議論することが重要なのに、ここで廃止しても問題を先送りするだけのことになります。

冷静に新制度と旧制度を見比べてみると、私は新制度のほうが現実に即しているように感じられます。すべてを総合的に見て、何が必要なのか議論しないと、高齢化社会への適応がさらに遅れ、将来への不安が増すだけのように思います。

橋本市議会は、さきの12月議会において、後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書を、全会一致で政府に対し提出を行いました。今回、政府与党は所得の少ない方の負担をさらに軽くなるように、長寿医療制度の見直しを行おうとしています。この見直しによって、次のように負担が減ります。

1番として、保険加入世帯の全員が、年金収入年額80万円以下の世帯は、現7割から9割まで軽減されます。今年は10月から3月までの保険料をいただかないということであり

ます。2番、年金収入が年210万円程度までの方は、保険料の所得割額が50%程度軽減されます。

今年度は広域連合の判断で実施をされるということであります。

3番、保険料を払えない事情がある方については、市町村においてきめ細やかな相談ができるよう、体制を準備すると言っています。

4番、年金からの保険料引き落としについては、申し出により口座からの振り替えが可能となります。

5番、資格証明書の発行は、悪質な未納者に限ることとし、終末期の相談支援料も当面実施しないとしております。

以上、権利と義務を明確にした上で、思い切った見直しを示しております。今後についても、制度を実際に運営する自治体と利用する皆さんの声をしっかり聞いて、必要な見直しを行うとも言っております。後期高齢者医療制度が廃止され、古い制度に戻れば、近い将来、国民健康保険が立ち行かなくなり、国民皆保険制度が壊滅し、結果として、皆さんの命と健康を守れなくなるおそれがあります。

以上のことより、今回提出されました、後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書については、反対をいたします。

議員皆さまのご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。賛成の立場ですか。

12番 辻本君。

〔12番（辻本 勉君）登壇〕

○12番（辻本 勉君）賛成の立場から討論をいたします。

私は政党所属ではありませんので、政党の案に左右される気持ちは全くありません。市民の立場から賛成をしたいと思っております。

理論的には提案者が十分説明をされておりますので、理解していただいておりますけれども、国会でも議論がされておりますので、十分皆さん方もご存じだと思っております。

けれども、2年前に制定されまして、実施前の段階でも問題ありということで、昨年12月に、見直しを求める意見書を本議会、市議会のほうも提出をいたしました。

そんな中で、本年4月より実施されますと、問題点が異常とも言えるほど発生をしておると。国民、特に老人、75歳以上の悲痛な叫び声というのは聞こえてくると思います。特に、この橋本市においても、いろんな意見が出てきています。困っているという意見がほとんどだと思っております。どないかしてくれというのがほとんどだと思っております。

この医療制度がやはりできたというのは、基本的には医療費の抑制という、まずは医療費を抑制していかなあかんと。急速な高齢化の中で医療費の抑制をしていかないかん、財源をどないかせないかんということでスタートしておると思うんです。

高齢者の医療費が多くなるというのは、これはもう当然のことなんです。この医療費の財源をどうしていくのかということにつきましては、当然、国の施策の中で、国が責任を持って、福祉の充実を含めて財源確保していくのが当然のことだと思うんです。

そんな中で、この後期高齢者医療制度については、これだけの大きな問題があるという中で、小手先だけの改革、見直しだけでは到底無理であろうと。この意見書にもありますとおり、従来の老人医療制度に一旦戻した中で、国が責任を持って、老人医療制度について、財源も含めまして国民皆保険の中で、公平、平等という中で再検討すべきであると考えます。

特に、政府与党は見直しをするということをおっしゃるんですけども、この見直しにつきましても選挙絡みということで、大変選挙に利用しておる。過日、沖縄の県議選がありましたけれども、それ以前には大きな見直しを

すると言いながら、選挙が終わりますとトーンダウンしておるといふ。これでは全く見直しについての期待が持てないと思います。

何はともあれ、国民、特に高齢者の多くがだめだと言っているこの制度については、一旦廃止をして、従来の老人医療制度に戻す中で、抜本的に国の医療制度、保険制度を考えていく、国が責任を持って国民負担がない、できるだけ少なくなるように財源確保していくということが基本だと思いますので、この廃止について賛成いたしたいと思います。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

19番 中本君。

〔19番（中本正人君）登壇〕

○19番（中本正人君）私は、今回の後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書について、反対の立場で討論したいと思います。

近い将来というか、2025年には、今現在、日本で100歳以上の高齢者が3万人いてると言われております。それが2025年には27万人になると言われており、また、90歳以上の高齢者の人が現在130万人いてると言われておりますが、これが2025年には388万人になると言われております。

そして、今までは8人に1人の若者が高齢者を支えてきましたが、現在4人に1人、3人に1人、そして近い将来には2人に1人が高齢者を支えていかななくてはいけないと言われておりますが、ますます高齢者に対する医療費が要る中で、これを廃止して今後の財政、この医療費に対して財政がどうなるのかということ、私は不安に感じるということです。

ですから、この意見書に対してでも、見直し案であれば私も賛成したいと思いますが、しかし、今後の財政状況も提示なしで、ただ廃止ということだけでは納得できない。もちろん、この制度につきましては、納得できる、理解できる制度であると私も思っております。

せん。しかし、ただ今私が申しあげましたように、これからますます高齢者に対する医療が要る中で、廃止ということに対しては、私は納得できないということをししあげ、私の反対討論といたします。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書について、賛成の立場から討論を行います。

先ほどからいろいろと説明もありましたけれども、この後期高齢者医療制度というのは、75歳以上の高齢者を今年の3月末まで入っていた保険から脱退させ、新しい保険に加入させて、75歳という年齢で線を引き、2年ごとに保険料が上がる仕組みをつくったものです。また、医療内容でも差別を持ち込んでいます。

今の高齢者の方は家族を支え、今まで国を支えてきた方々です。それが75歳になって、その自分たちの医療費を自分たちで賄いなさいというふうに言われたことに対して、国から切り捨てられた、うば捨て山に等しい、というふうに今怒っておられるんです。

政府は、このようにあまりにも国民の怒りが大きいので、見直しを行ってきていますし、これからもするとは言っていますけれども、制度の骨格は間違っていないというふうにしています。一時的に一部の保険料が下がったとしても、制度の骨格が変わらないと、2年ごとに保険料が自動的に値上げされます。高齢者を強制的に困り込んで、負担増と医療制限を迫る後期高齢者医療制度は、根本から非人間的です。廃止しかありません。

よって、この意見書に賛成をいたします。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

21番 上久保君。

〔21番（上久保 修君）登壇〕

○21番（上久保 修君）後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書に対して、反対の立場で討論させていただきます。

先ほども、提案者に対して何度か質問させていただきましたけれども、そもそもこの制度は2年前に始まっておりまして、財政的な観点から医療費の削減を図ると、そのように言われておりますけれども、実際、考えてみて、確かに高齢になりますと色々な疾病があるわけですが、その一つのことに関して同じような検査を何度と何度とやっている、そういう現状があります。そういうものについて、政府は新たに一つのかかりつけ医という部分について提案をしておりますし、その制度そのものがそういうことになってますので、単に医療が受けられないとか、そういうふうな意味合いで言われると、高齢者の方々に、大変不安を与えるような言い回し方ではないかなというふうに思います。

先ほども、提案者の方からうば捨て山の発言がありましたけれども、政府は決してそういうふうな言い方はしておりませんし、単に民主党の方がそういうふうにおっしゃっているだけで、これもやはり高齢者に対しては、大変不安を与えるような文言やなというふうに、僕は思います。

なるほど提案者が言われている1から6点までは、本当に後期高齢者に関しては、この制度に移行したいろいろなさまざまなことがあって、政府も議論に議論を重ねてこういうふうにやっています。先ほども反対者の方からもありましたように、確かに将来の現役世代の負担をどう考えるか、このことに関しては何ら賛成の方々も示されていないと。今、政府が決めております、この後期高齢者、長寿医療制度と言いはる方は変えておりますけれども、そこら辺についても、やっぱり負担に関しては

将来に負担を残さないようにと。

低所得者のお話でありましたけれども、後期高齢者医療制度に加入されている人は、確かに負担の増える方もいらっしゃいますけれども、大半の方が軽減されています。国民健康保険とか、老人医療保険から見ても軽減されておりますので、そこら辺の勘違いをされているん違うかなというふうに思います。

いろんなことで、今回の意見書については反対とさせていただきます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書に賛成の立場で討論をしたいと思います。

大変、議員提案の意見書としては珍しく、本当に活発な議論と言いますか、質疑が行われ、賛成討論と色々な立場から発言があります。これはやはり一口で言えば、この制度に大きな問題があるというふうに、私は認識をいたします。

反対討論の中でいくつか言われた中で、保険料がこの新制度になって安くなるというふうなことを言われましたけれども、これは全く間違いです。ここはしっかり認識しておいてください。2年に1度、確実に保険料が上がり続けるという制度です。

いくつか見直しをやるという話、出てますよね。8割減免、9割減免、低所得者には見直しをやるからこれで辛抱してよと、まあ言うたらそういうことやな。しかし現実、これ、2年間なんですよ、皆さん。2年間限定なんですよ。低所得者に対する減免制度も、2年後になれば、しっかりと最初に計画したとおりに進めていくという制度なんですよ。だから、思い切ってすばっともう廃止というのが一番きれいだというふうに思います。

私、一般質問の翌日でしたか、同じ団地の方から相談を受けまして、その内容としては、後期高齢者になったら検診が受けられないと。検診を控えてくださいというはがきが届いたと。富岡さん、私、元気で毎年検診受けてるんですと。今度これ、新しい制度になって、もう行けないんですか。こういう質問でした。たまたま一般質問を聞いていて、部長は従来どおり受けれるんだと言いましたけれども、これも2年間だけです。高齢者の検診を自治体の、いわゆる業務から外して、検診を受けにくくしていくんですよ。そして、将来はもう受けないようにしていきたいんですよ。で、一番の目的、医療費の削減につながるということですよ。

包括医療を言われてましたけれども、いわゆるかかりつけ医を決めてという問題ですけども、これも実は、現在は従来どおり、かかりつけ医を選択しなかったら、患者さんご本人、従来どおりの医療は受けれるんですよ。しかし、これも2年間なんです。2年後からは、しっかりとかかりつけ医制度が導入されて、十分な医療が受けにくくなるんです。

それから、いわゆる終末期医療の件もそうですし、また、病院から高齢者を追い出す施策なんかもそうですけれども、私、一番申し上げたいのは、本当に高齢者というのは長きにわたって、あの悲惨な戦争の体験もされて、この日本、いわゆる橋本市をつくってきた方たちなんです。政治というのは、こうした方たちにこそ温かい施策を講じるべきなんです。うば捨て山でないという方もおられましたけれども、うば捨て山よりもひどい制度だと私は思っています。

一旦やはり廃止をして、私、国会議員ではありませんから、新制度についていろいろ議論する権利はないんですけれども、いろんな無駄遣いを省くことや、あるいは企業、いわ

ゆるぼろもうけと言われてますけれども、こうした企業に応分の負担をしていただくとか、道路財源、これを一般財源化することとか、こうしたことによって、2,200億円等の予算は十分に出てくるというふうに私は考えています。

したがって、本後期高齢者医療制度については、やはりきっぱりと廃止をして、そして国民の総意で新しい制度をつくっていくべきだと、こういう確信を持っています。

以上、賛成討論といたします。

○議長（中上良隆君）この際、1時まで休憩いたします。

（午後0時4分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

ほかに討論する方ありませんか。

24番 中西健君。

〔24番（中西 健君）登壇〕

○24番（中西 健君）議長の指名をいただきましたので、後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書、私は賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

先ほどから質疑、討論、いろいろ拝聴させていただきました。もともと、私はこの後期高齢者医療制度というものについては、非常に疑問を持っておった。これは、小泉内閣当時の2年前に議決され、制定されたものでありますが、今一番困っているのは、やはり75歳以上の方々が、この制度によって医療を受けるについて全く知らない、中身が知らない、わからない、そういう事態が現象として現れておる。これはテレビでも新聞でもそうなんです。私は、これは医療制度そのものはお金のかかること。これは、きのうきょうでわ

かっているような問題でない。もう早くから少子高齢化が向かっていく中で、日本の医療制度をどう確立していくかということ、これが検証すらされていない。なぜここまで、こういうふうな事態になったかということを検証されずに、財政が破綻するから、これは受益者に負担をしてもらわなきゃならないよ、これはすべてが、政治の中で解決できる問題ができなかったら、すべて国民に負担を求めていく、このことについて、私も一地方の政治家として、本当に悲しい思いがいたします。

その中で一点、これは75歳という、先ほどもいろいろと議論されておりましたが、その中で私も聞いておりましたが、これとて納得のいく理解を私は得られなかった。むしろ75歳という区別をすること自体が、私は反対である。何で人間に医療、福祉を受けるのに年齢制限があるんですか。このこと自体が私は納得いかない。

また、説明責任。国民に対して、あなたはこれぐらいの負担がかかりますよと、こういう説明を聞いたところ、官僚、また厚生労働省の大臣さえ、やってみらなわからないと。こういうような国会の答弁も聞いていたら、あやふやな答弁を聞いていたら、やっぱり国民、不安がるのが当たり前ですよ。

そういうことから、私は、そういう制度の中身自体がわからないのに、何でそれが国会で議決されたということに、これを疑問に思います。我々、地方議会でそのことを考えたときに、市から出てきた議案、条例でも、議決した場合、何であの条例はどういうことですかと聞かれたら、いや私、知りまへんのやと、市から出したから賛成しましたんやと。これでは市民、納得しますか。国会でもこういうことが今起こっているのが、一つは要因ある。これで、国民が一体何ぼ負担したらええか、それすら説明もない中で、天引きをも

う既に4月と6月されている中で、こうしたやり方、私は国民を無視した、そういう思いがいたします。

先ほどから、それぞれ政党色も出て、それなりの討論なり聞いておりました。私は、政党にどこにも属しておりません。無所属です。どちらかという、強いて言いなさいと言われると、自民党寄りなんです。でも、私はいろんな75歳の人たち、また、それ以下の老人たちとお話をする機会がありました。医療制度について100%というほど、私の聞いた範囲内では、けしからん、廃止すべきやと、こういうお声をちょうだいしております。

しかるに、私は福田総理大臣の答弁、舛添大臣の答弁を聞いて、また、地元のお年寄りの皆さんの生の声を聞いた中で、中西議員、一体どちらを尊重しますかと。私は、今は地元のそうした老人の方々の声を尊重したい。その思いです。

ですから、医療制度そのものというものは非常に難しい。だったら中西議員、代案はないのかと。私は国会議員ではありません。先ほどもだれかが言うておりましたが、そういう国に関する立法府におかれては、我々地方議員は、それは参加できないわけです。それなら、我々の地元である市民の意向を酌んで、その人たちの代弁として、私は地方議員としての役割ではないかと、そのように考えます。

この医療制度というのは、もっといろんな角度から見直していただいて、これもただ負担でなく、税のあり方もすべてを含めた中で、国民に理解をしてもらうような制度というものをつくっていかなければ、今、見直しのことでも出ておりましたが、見直しというのは一時的なものです。そして、保険史上、今まで歴史が証明されているように、保険が下がった例はありません。恐らく、2年、3年の据え置きの中で、現状のままで過ごしたことは

ありますが、いずれは上がります。これはもう歴史が証明しております。ですから、私は見直しについてもやはり納得できない。12月の議会で見直しについて賛成しましたが、よくよく考えてみては、やはり私は今、その案に賛成をしたことに反省をしております。

そういうことで、私は、橋本市民のそうした受ける老人の方々の声を、この橋本市議会でこの法案について廃止に、その人たちの声をこの議会に、この意見書が通らずとも、私はその責任を果たしたと、こういうふうに思っております。

そういうことで、この後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書については賛成いたします。

以上です。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

4番 松浦君。

〔4番（松浦健次君）登壇〕

○4番（松浦健次君）私は、本意見書に反対の立場から討論させていただきます。

現在の制度というのは、矛盾あるいは不当なところがいっぱいあると、これは皆さん認めるところであります。それは改善させていかなければなりません。確かに出費というのは少ないほうがいい、安ければ安いほうがいい、できたらただがいい。しかし、それでは国の財政がもたない。だから、今のような制度が出てきたのであると考えます。不都合は山ほどありますが、改善すべき、それは国の財政、これをにらみながら改善していくべきで、国の財政を全く一顧だにしないで、無駄遣いをやめたらこれはいけるんだと、そんな簡単な裏付けで廃止すると。私は無責任だと思います。

国会を見ても、野党は参議院の会期末に廃止法案を出した。で、通ったと。何だ、一日も、一回も実質的には審議されていない。野

党の皆さんは、民主党、共産党はじめ徹底審議をなさないと事あるごとに言うんですけども、今回は自分らの都合で何も審議していない。いかにもご都合主義だと。そして、小沢さんは党首討論から逃げたと。

さらに衆議院では全く審議に入ること、提案すらされていない。これは極めて無責任な話で、なぜそういうことを、会期末になってそれを出して、参議院で通して衆議院で何もしないと。うば捨て山がどうのこうのと言いますが、これは徹底審議をして、自民党からのいろんな質問に答えられないから、民主党は逃げたと。ほかの野党も逃げたんだと。提案者は堂々と審議して、質問を受けて、それで国民に説得して、私の法案はこんなに正しいんだと、そういうふうの説得すべき責任があるんです。それを説明責任云々という人が何もやっていない。極めて無責任だと。私はこういう法案の廃止法案に、意見書に賛成することはできません。

以上です。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

23番 井上君。

〔23番（井上勝彦君）登壇〕

○23番（井上勝彦君）私は、このたび出されておりますこの意見書、後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

なぜかと言いますと、私は、先ほどうちの中西代表が言われたように、国の与野党、与党、野党は、これは国の与野党問わず、それは議論されておると思いますけども、私は市民の立場から、市民の声を県や国にやっぱり届けていくという責任があります。私は地方議員であります。国会で、要するに制度そのものを廃止とか、あるいは見直しとかという制度をつくる、そういう場所におりません。ですから、私は、なぜ市民の声を県や国に届

けないかかということ、毎日のように、この介護保険制度にしたって、後期高齢者医療制度そのものについては、年金から来月また引かれるんやと。これ、井上さん、どないするんやと。どないなってんのやと。私もさっぱりわかりませんねと。市で聞いても、市ももう一つ責任ないと言うんですわと言わな仕方がない。そういうことで、毎日のように、この間も創価学会の方々からもたくさん質問されております。

私は、与党、野党問わず、今の現状というものが、市民の本当に高齢者や障害者の、特に障害者の方々の声が非常に大きいです。ほんで、私、障害者の会合にもこの間行ってきましたけども、障害者の差別やと。それで高齢者についても、お年寄りを何でこないいじめやなんのやということ、非常に毎日のように声が大きいです。それに毎日没頭しておるんですけども、私自身も説明が満足にできんままに、これは一旦廃止をして、そして、改めて制度そのものをちゃんと作り替えていくと。十分議論を重ねた上で、新しい制度を再度作り上げていくということが大事ではないかということ、市民の皆さんの声から聞き取っておる次第であります。

それと、意見としては、社会保険庁の、そういう保険制度そのものがまだ解決していないのに、それを4年間かけてあるにもかかわらず、それがまだどうのこうのと言うて、まだ解決いっこともしてくれやんのやというようなこととか、社会保険庁、僕も五、六回毎日のように一緒にいかしてもうたことがあります。それがだいたい65歳の方とか、70歳ぐらいの人なんですけども、それは行って、そこで半年ほどかかるんですけども、それをしてから、この2月に行ったやつがこの間ちようど来たかな。それで間違っていました。間違っていましたということ、六十何歳の人

が1年結局もろうてなかったんで、それをまたもらえるようになったというね。

そういうことで何千万人という人の、やはり国の間違った、そういうきちっとしたデータもなしに、その解決すらまだしてないのに、要するに、また4月から、直接こういうものを制度として6月、8月とお年寄りの年金からさっぴきをされると。年金がまだ解決ついてないのに、何で年金、先引くもんだけ引かれるんやろうなというような声も非常に多いです。

私は、国の制度そのものは、国会議員、国会でやってもうたらしいと思うんですけども、市民の声を国に届けることが私の責任であると思いますので、どうか、皆さんもそのことをやはり頭に入れて、この意見書に対して賛成していただくことを切にお願いを申し上げまして、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

10番 平林君。

〔10番（平林崇行君）登壇〕

○10番（平林崇行君）私は今回の意見書に対して、反対の立場から討論させていただきま

す。私も、広域連合に議会を代表しまして出席しております。この制度が始まる前に、かなり皆さんと、今皆さん、賛成の立場をおっしゃってもらったように、おかしい部分がかなりたくさんありました。しかし、今考えらなあかん医療制度の崩壊、そういう部分も考えながら新たな制度をつくっていくということに対しては、私は賛同させていただきました。そしてこれから、市民の皆さんからいろんな声が上がってきている。年寄りをいじめるのか。テレビでもやっているそういう問題に対しては、これからやはり国も真摯に受けとめて、もっと大きな改革をしていっていただき

たいと思っております。

そして皆さん、市民の人の声という部分もありました。私のほうも市民の皆さんにいろんなことを聞いております。しかし、私はそのときに言うのは、じゃ、今までの医療制度でしたら、これは本当に国はお金がなくなるんです。だから、この医療制度を改革して、払える人には払っていただく。今まで若い者だけに支えていただいていたこの医療制度を、もっとお年寄りの同年代の方でも、払っていただける人には払っていただく。そしていつか自分たちが年老いて、どうしようもないときには、しっかりと行政が支えていく、そういうふうな医療制度が確立できればいいなと私も思って、一生懸命市民の皆さまに説明をしております。

市民の皆さんに、どうですか、このままで行って破壊寸前の医療制度を見直して、払っていただける人は払っていただく。そして、もし、いつ自分たちもそういうふうな弱者、障害を持った方、いろんなことになる立場、そのときにしっかりと後支えをしていただける制度とどちらがいいですかと言うたときに、皆さんほとんど、市民の人は納得していただいている、それは何かあったときに支えていただくほうがいいと。だから、市長のほうも健康福祉センターなるものをつくって、できたら皆さんが病気にならない、健康な人たちを多くして、この医療制度の軽減という部分も取り組んでいく。私は、それに対してはものすごく賛成をしております。

ですから、そういうことも全体を踏まえて、ただ出てきた案に対して意見が多いから、文句が多いから廃止や、そんなんは私は議員として、もっと議員としていろんな制度の説明責任をして、こういうふうに変わっていくんだ、これはどうですか、こういうふうのやったらどうですか、いくつかの私は提案をする

べきだと思っております。

その観点から、やはり先ほど23番議員がおっしゃったように、弱者、障害を持った方、お年寄り、この人たちをしっかりと支えるように、同年代の方とか、高齢者の方も、私はみんなで支えていける人は支えていく、そして、その足らん部分を行政、皆さんが応援していくという形の制度に変えていきたいと思っておりますし、いきなり廃止というのは、私は、次に得策もないのに、何にも案のない、また混乱を起こすだけやと思っております。

先ほど、2年間の期間しかないと言いました。2年間の間に一生懸命いろんなことを変えていったらいいんじゃないですか。議員も2年間の間に大きな変化があるんじゃないですか、ひょっとしたら。国にしても。ですから、私はそういう部分も市民の皆さまに説明していただけて、市民の皆さまは、市民であり、県民であり、国民であるんです。ですから、そういう部分を踏まえて議員の皆さんも理解していただいて、いい医療制度をつくっていき、また改革できるようにお願いしたいと思っております。

以上、私の今回の反対の討論とさせていただきます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中上良隆君）起立少数であります。

よって、議員提出議案第1号は否決されました。

日程第11 議員提出議案第2号 緊迫感・
実効性ある温暖化対策の実施を
求める意見書について

○議長（中上良隆君）日程第11 議員提出議案第2号 緊迫感・実効性ある温暖化対策の実施を求める意見書について を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）意見書の朗読をもって、提案理由の説明といたします。

緊迫感・実効性ある温暖化対策の実施を求める意見書。

地球温暖化は、気温や水温を変化させ、海面上昇、降水量や降雪量の変化を引き起こすと考えられている。また、洪水や干ばつ、酷暑やハリケーンなどの激しい異常気象を増加・増強させる可能性、生物種の大規模な絶滅を引き起こす可能性も指摘されている。

「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）によって発行されたIPCC第4次評価報告書では、人為的な温室効果ガスが温暖化の原因である確率は「90%を超える」とされている。つまり、人間の産業活動に伴って排出された二酸化炭素・メタンなどの温室効果ガスが主因となって温暖化現象を引き起こしている。

福田首相は6月9日、東京都内の日本記者クラブで講演し、地球温暖化対策の包括提案を発表した。温室効果ガス削減の日本の中期目標を試算値ながら示唆したが、2005年比で2020年までに14%削減が「可能」だという消極的なものである。

日本は、京都議定書の基準年の1990年と比べ、2005年に7.8%も排出量を増大させている。「2005年比で14%削減」は、1990年比では約

7%削減にすぎない。福田首相の提起は、基準年を2005年に変えることにより、1990年から2005年までの日本の増加分は帳消しにせよと要求するに等しいものである。「EUと同程度」というのなら、1990年比で25%削減などの高い目標設定が必要である。

また、日本のCO₂排出量の約8割は企業・公共部門であり、産業活動におけるCO₂の削減を行わなければ、大幅な削減はあり得ない。議長国である日本が洞爺湖サミットをリードするためにも、以下の事項について強く要請する。

1. 温室効果ガス削減の中期目標を1990年比で25%削減すること。

2. 目標達成のための手だてとして、政府と産業界の公的協定を結び、排出総量の大幅削減を確実に実行すること。

3. 風力・太陽光・バイオマスなどの再生可能エネルギーの活用を進め、拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成20年6月、橋本市議会。

提出先、内閣総理大臣、環境大臣。

議員各位のご賛同をよろしく願います。

○議長（中上良隆君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）提案者にこの意見書についての質問をさせていただきます。

確かに地球温暖化対策については、これからどんどん、京都議定書をはじめとして、きっちりと削減していかないかということはいくつもよくわかります。内容も確かにそうなんかもわかりませんが、この1、2、3の中で一つお聞きしたいのは、温室効果ガス削減の中期目標を1990年度比で25%削減、このようにうたってるんですけども、これの根拠、25%

に対してはどういうふうか。

政府は、今、私どもの公明党の太田代表からも福田総理に対して、今回の地球温暖化対策に関する提言をしております。ここでは50年に80%、20年に25%の削減と言ってるんですけども、これは政府で言う、私どもの言っている20年度に25%削減というのは、あくまでも2005年を中心に一応考えているんですけどね。

この、うちの提案に対して、政府は9日に新しい指針を出されました。そこでは長期の目標をだいたい60から80%というふうに言ってるんですけども、これは、今まさに7月の7日に洞爺湖サミットをするんですけども、議長国として、やはりこの地球温暖化防止に関しては、提言していかないかということなんですけども、各国の国別の総量目標というのが来年度に設けられるそうです。それによって、日本の中期的な目標値も出てきますし、確かにこれは実施を求める意見書はよくわかるんですけども、先ほども申し上げましたように、1990年度比の25%ということは、先ほどの説明の中では、2005年度比で14%の削減は1990年度で約7%に過ぎないということですので、これを2005年度比で考えると、何%に当たると言われているんですか。

○議長（中上良隆君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）最後のところがよくわからなかったんですけど、この6月9日に福田首相が福田ビジョンを発表されたんですが、その中で、この14%の削減の目標設定の理由について、EUが2020年までに1990年比で20%削減の目標を掲げていると。これは、2005年比では14%削減を意味すると。それと同程度の削減をするということで、2005年比で14%というのを福田首相が提案されたわけなんです。

だけでも、EUでは1990年比で20%、また

は30%というのが目標になっています。先ほども提案理由で言いましたけれども、日本は1990年と比べたら、2005年はもう既に減らすのではなくて7.8%増やしているわけです。増やしているのに2005年から2020年まで14%、EU並みというのは、まあ言うたら、増やした分を帳消しにするようなものですので、本当にEU並みであるならば、1990年比で25%というのが妥当な目標であるというふうに考えて提案をいたしました。

○21番（上久保 修君）議長、ちょっと。

○議長（中上良隆君）はい。後の質問の内容を詳しく言うてもらえますか。

○21番（上久保 修君）1990年度比で25%削減というふうに説明されてましたけども、その趣旨説明の中に、1990年度比で2005年の14%の削減は、単に7%の削減に過ぎないということ言うてはるんで、1990年度比からしたら25%というのは、この2005年の比から言うたら何%に当たるんかと僕は聞いておるんですけど。わかれへんですか。

○2番（阪本久代君）ごめんなさい。もう一回。済いません。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）確かに長期の削減計画というのが、政府で言う、今回60%から80%削減すると長期は言うてるんですよ。ほんで、中期に関しては、先ほど申し上げました、国別の総量というのが来年度出てきますので、そのときに新たに削減の目標も決められていくんやけどね。

僕、これ聞きたいのは、ここの文言よ。この、「日本は京都議定書の基準を」というところから、その真ん中で、2005年度比で14%削減というのは、これはもう20年度、2020年度には14%削減できると言うてるんですわ。これを基準に考えておるんですよ。2005年を。そこから25%と言うてるんですけども、阪本

議員の説明では、この2005年に14%削減しても、1990年度では約7%しか削減できんと言っておるんで、この本来の言われている、1990年度比で25%削減するというたら、これはもっと数字が増えるんと違うんかなというふうに思うので、質問しているんですよ。

わかってくれましたか。

○議長（中上良隆君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）実際には、だから1990年から2005年の間には減らさなあかんのが増えたわけですね、実際には、7.8%。だから、それはそれとして、今提案しているのは、この1990年、その京都議定書の時点と2020年を比べたときに、25%削減しているのを目標に据えるべきだと言っているんです。90年と比べて20年が25%減るように、ということを行っているわけなんです。だから、今と比べてではなくて。

（「90年からやろう」と呼ぶ者あり）

○2番（阪本久代君）そうです。90年から比べて20年には25%減るようになるようにと。だから、05年から比べてどうなるというのは、また別問題です。

（「一つの基準の見方として25%やから。90年からな」と呼ぶ者あり）

○2番（阪本久代君）そうそう、そうです、そうです。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）数字マジックなんかもわかれへんけど、この提案されている1番のところは、これは25%削減というのは小さいように見えるけど、達成不可能なような数字を上げてきておるん違うんかと僕は聞いたんよ。これ、三十何%になりませんか。1990年度比から言うたら。

（「2005年の比で三十何%」と呼ぶ者あり）

○21番（上久保 修君）そうそうそう。2005年の比で言うたら三十何%になるんですよ。

僕、言うてるように。そやから、いや、よくわかる。うちも2020年には25%削減していくというんやけども、そういうふう言うてるんやけどね。ここだけちょっとわかりにくかったんで、僕は質問したんです。

ほんで、あくまでもこの削減の目標というのは、来年の国別の総量が、これ、自分とこだけ勝手に言うわけにいかんでしょ。そやから、そこら辺。

党で言われる、それはわかるんやけど、地方議会の議会でこういうことを出すというのはどうかなというふうに思ったんよ。数字マジックかもしれんけど。これ、削減せなかんということ、きっちり25%言わんと、1990年度比で大幅に削減することというふう言うてくれるんやったら、これはもう、そんなもん反対する必要ないしね。

○議長（中上良隆君）今、21番 上久保君の質問なんですけども、こちらから聞いていたら、お互い党の突っ張り合いに聞こえてくるので、そういうことではなくて、今の目標数値ということで理解していただけませんか。

○21番（上久保 修君）わかりました。

○議長（中上良隆君）16番 中谷 晋君。

○16番（中谷 晋君）提案者にお聞きします。

ご承知のとおり、7月に北海道において、日本が議長国として洞爺湖サミットが計画されております。言われるように、この京都議定書の中では、日本が一定の数字を出しておりますけれども、ロシアや中国、アメリカ等の経済大国は、そういう数字は一切出しておりません。そういう状況を踏まえ、今、7月に議長国としての日本の立場が問われる大事な時期に、本市議会としてのこの意見書の提出の本質、真意はどこにあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（中上良隆君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）この最後の記の上の2

行です。今、このビジョンが発表されてからも、まあ言うたら、これでは甘い目標であるというふうな新聞報道とかもありました。議長国である日本が、この7月7日の洞爺湖サミットでリードするためにも、ほかの国を納得させる目標を出すということが必要であると考えて、この緊迫感・実効性ある意見書ということで提案をいたしました。

以上です。

○議長（中上良隆君）よろしいですか。

○16番（中谷 晋君）はい。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議員提出議案第2号については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）緊迫感・実効性ある温暖化対策の実施を求める意見書に賛成の立場で討論します。

地球温暖化の現状について、昨年、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第4次評価報告書で、地球全体の平均温度は以前に比べ、約0.7度上昇し、山岳氷河や雪氷地域の後退が進みつつあり、また、水温上昇による海水の膨張で、20世紀中に海面水位が約17cm上昇したことが明らかになっています。

地球温暖化により、世界的には熱波や集中豪雨、干ばつ、巨大ハリケーンの発生など、気候の急激な変化が各地で起こり、食糧生産への被害も拡大してきています。日本でも、集中豪雨、熱帯夜の頻発などの異常気象、ブナの枯死といった動植物の生態異変、農作物への影響、果実の栽培適地の移動や、魚種、漁獲量の変動など、気候条件や生態系に異変が起こりつつあります。

そして、IPCC報告書は、人類の生存や経済活動を脅かしかねない気候変動の拡大を防ぐため、CO₂（二酸化炭素）などの温暖化ガスの排出量削減を提言しました。

国連IPCC報告書は、1,200人もの科学者が執筆し、つくられたものです。国連の潘事務総長はIPCC総会で、科学者は仕事をした。今度は政治指導者たちが役目を果たすべきだと述べました。日本政府はこれにこたえ、積極的に温暖化ガスの削減に取り組まなければなりません。

しかし、残念なことに、昨年12月のインドネシア・バリで開催された国連気候変動枠組条約第13回締約国会議に際して、インドネシアの英字紙ジャカルタポストに、アメリカのブッシュ大統領、日本の福田首相、カナダのハーパー首相の顔写真を並べて、温暖化防止のための国際合意を妨害する3国を批判する一面意見広告が掲載をされました。国際社会で日本の温暖化防止に対する姿勢が示されたものと言えらると思います。その後も日本政府の対応は、基本的に変わっていないと考えます。

そこで、温暖化防止のための具体的な数値も示し、政府に対し意見書を提出することに対し、賛成討論とします。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、こ

れをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第2号 緊迫感・実効性ある温暖化対策の実施を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただ今、意見書案3件が議決されましたが、その字句、数字、その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

この際報告いたします。総務委員長、経済建設委員長、文教厚生委員長及び議会運営委員長から、委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査及び調査をいたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

○議長(中上良隆君)以上で、本日の日程は終わりました。

これにて本議会に付議された案件の審議は

すべて終了いたしました。

○議長(中上良隆君)閉会にあたり、市長から発言の申し出がありますので、市長の発言を許します。

市長。

〔市長(木下善之君)登壇〕

○市長(木下善之君)平成20年6月市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、今会期中の6月10日、午前8時43分頃、岩手県と宮城県の内陸部で発生した震度6強の大地震でございますが、昨日時点で、死者11名、行方不明が11名、負傷者二百六十数名、家屋損壊百九十数棟という、大変大きな傷跡を残しました。ここに、お亡くなりになりました皆さま方に、ご冥福を謹んでお祈りを申し上げます。

今、世界的にも地震などによる大きな自然災害が続発しているところでございますが、当地域におきましても、近い将来、東南海・南海地震の発生も叫ばれております。また、梅雨明け近くになりますと、想像もつかない大雨や、これから秋口にかけての台風シーズンを迎え、大きな災害の発生が予想される季節となるわけでございますが、私も含め職員は、絶えず危機管理意識と緊張感を持続し、迅速に、また的確に災害に対応する必要があると考えるところであります。

このような中、議員各位におかれましては、今月2日の開会から本日まで19日間にわたり、ご提案させていただきました15件の案件すべてに対し、終始慎重なるご審議をいただき、全案件をご承認いただきました。厚く御礼を申し上げる次第であります。今後十分尊重してまいりたいと考えるところでございます。

さて、ここで企業誘致状況についてのご報告とお願いがございます。ここしばらく景気

動向の下落が叫ばれているところでございますが、企業誘致活動につきましては、これまでと同様、精力的に行っているところでございます。今議会の閉会を待って、来週の月曜日には、私も企業訪問の日程に入っておりますところでもあります。

紀北橋本エコヒルズ、都市再生機構用地の造成工事でございますが、3日前にも公務の合間を縫って現場視察をいたしました。工事は大変順調に、急ピッチで進んでおるわけでございます。おおよそ本年8月末頃には、粗造成が完成する予定でございます。進出予定の企業も候補地の下見等で再三訪れており、現場は大変活気づいておるところでございます。現在、用地契約のための公募手順等で、契約は若干遅れておりますが、都市再生機構にあっては3社がほぼ進出内定をしておるところでございます。

一方、南海電鉄用地についてでございますが、病院南側用地を含め3社が内定しておるところでございます。当地域の用途指定が準工業、準住居地域でもございますし、また市民病院が隣接しているということもございません。景観等にも十分配慮した企業誘致を行っておりますので、ご安心をいただきたいと思っております。

なお、開発公社用地についても積極的な誘致活動を行っており、現在、2社と進出決定に向けたところの話し合いを行い、造成工事の協議を行っており、近々、誘致決定するものと考えてございます。

いずれにいたしましても、誘致交渉中の企

業はほかにも多く抱えておりますが、いざ進出をお決めいただくとなると、なかなかの時間が必要となってまいります。今後も、本市議会のご支援や、全職員の協力をいただき、さらなる企業誘致の促進を図りたく、既に市職員には同窓生、親戚関係者、近隣の皆さんの、企業に勤められている方々への調査を指示したところでございます。本日、議員各位の転送箱にも同様の、企業にお勤めされている方々のご調査票を入れさせていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

企業誘致活動に、そうした面でさらに飛躍しなければならないという考えを一層、日増しに認識を新たにしてございまして、職住近接のまちづくりを推進し、活力みなぎる橋本づくりを構築していきたいと考えておりますので、さらなるご指導、ご助言をいただけますよう、お願いを申し上げます。

これより梅雨が明けますと、いよいよ灼熱の太陽が降り注ぐ真夏を迎えるわけでございますが、夏ばて等ご注意をいただき、どうかご自愛の上、行政各般につきまして今後ともご指導、ご鞭撻をいただきますことをお願い申し上げます、6月市議会定例会の閉会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中上良隆君）これにて、平成20年6月橋本市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさんでございました。

（午後1時54分 閉会）